

七飯町特別会計条例の一部を改正する条例の概要

総務部総務財政課

1 改正理由

1 1区画を分譲地として販売開始した峠下流通関連団地は、令和3年末時点においては、七飯町所有地の1区画を残すのみであり、その1区画についても令和7年度までに売払が決定し、当該団地の土地造成事業としては実質的に完了している状況である。

また、総務省より公営企業の経営については、「公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、必要性がないと判断された場合には、速やかに廃止等を行うべきである。」との技術的助言もなされていることから、七飯町特別会計条例（昭和39年条例第8号）の一部を改正するものである。

2 改正内容

第1条第4号を削り、条例から七飯町土地造成事業特別会計 土地造成事業の規定を削除する。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

4 経過措置

土地造成事業特別会計の令和3年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算については、なお従前の例によることとし、この条例の施行の際現に属する土地造成事業特別会計の権利義務は、全て一般会計に帰属するものとする経過措置を設ける。

七飯町特別会計条例新旧対照表

	改 正 前	改 正 後
(設置) 第1条 (略) (1) ~ (3) (略) (4) <u>七飯町土地造成事業特別会計 土地造成事業</u> 第2条 (略) 附 則 (略)	(設置) 第1条 (略) (1) ~ (3) (略) 第2条 (略) 附 則 (略)	